



子供には権利があります

世界中すべての子供に、生まれながら持っている大切なものがあります。それは「権利」です。



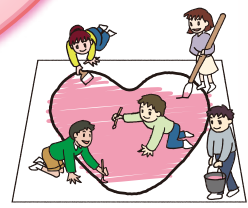
生きる権利



育つ権利



自分を守り、守られる権利



参加する権利

児童の権利に関する条約

世界中の子供たちの権利について定めた条約が、「児童の権利に関する条約」です。日本をはじめ多くの国が批准しています。

※条約の中では、18歳未満を児童(子供)としています。

埼玉県子どもの権利擁護委員会

埼玉県では、権利侵害から子供を守ったり助けたりするため、平成14年に「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」を制定し、公平・中立な第三者機関「埼玉県子どもの権利擁護委員会(子どもスマイルネット)」をつくりました。

委員会では、委員3人が子供にとって一番良いことを考え、調査専門員4人が子供と面接相談をしたり、関係する学校などに子供の気持ちを伝えたりして、子供を取り巻く環境を整える活動を行っています。



子どもスマイルネットは子供のための電話相談窓口です



作者：加須市立加須西中学校 松村史紗 (平成14年最優秀賞)

■問合せ先

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
埼玉県浦和合同庁舎 別館
埼玉県子どもの権利擁護委員会事務局
(埼玉県福祉部 とも安全課)
TEL 048-834-8755 FAX 048-822-4559

■ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/smile-net/index.html>

子どもスマイルネット



埼玉県のマスコットコバタン さいたまっち



環境に、やさしい
VEGETABLE OIL INK
「植物油インク」を使用しています

さいたまけん 埼玉県 までくち 電話相談窓口

子どもスマイルネット

話してみよう!

解決できるかもしれない

友人関係



いじめ

体罰

虐待

048-822-7007

■名前は言わなくてOK! 秘密は守ります

■相談無料(電話料金はかかりません)

毎日 午前10時30分~午後6時
(祝日・年末年始を除く)

面接相談もできます(予約)

さいまけん 彩の国 埼玉県